

平成30年8月
堺市建築部

建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について（お知らせ）

建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1. 建設発生土の適正処理に向けた取組は、自然環境や生活環境を保全していく上で非常に重要であることから、堺市では、建設発生土における適正処理に向けた取組の一層の徹底を図るため、建設工事で不要となる土砂は、これまでの構外搬出適切処理（自由処分）を取りやめ、構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設※）とする。
2. 道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナーの向上を図るため、予定価格が6,000万円以上の工事においては、別紙のとおり工事用車両幕を取り付けることとする。

※ 建設発生土における再資源化施設の定義

「再資源化施設」とは、建設発生土を資材又は原材料として販売（建設発生土をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする施設

道路交通の安全対策

道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー（速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など）の向上を図るため、10t級以上のダンプトラック（土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象）に下記の通り工事用車両幕を作成し取り付けること。

なお、工事用車両幕の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。

産業廃棄物の搬出について

産業廃棄物の搬出先を決定する際に、本市と事前に搬出経路、搬出台数等についての協議を行い、決定すること。

【工事用車両幕の仕様】

- ・寸法：縦540mm×横800mm程度
- ・材質：ターポリン
- ・表示内容：工事名称、受注者名、発注部署名
- ・装着枚数：1枚
- ・装着場所：ダンプトラックの前面
- ・取付方法：工事用車両幕の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ
- ・その他：工事用車両幕の四隅にハトメ（紐穴）を取付ける

